

# 日本福音ルーテル教会 東教区墓地管理運営規則

## 第1条

日本福音ルーテル教会東教区は、所属する教会員とその親族のために、東教区が管理する以下の墓地を設置する。

1. 小平墓地 東京都東村山市萩山 1-16-1 小平霊園第23区29側4番
2. 我孫子墓地 千葉県柏市鷲野谷 355-2 ラザロ霊園 D-17
3. 仙台墓地 宮城県仙台市青葉区郷六字大森2の1 みやぎ霊園第西15区第2種77・78号
4. 横浜墓地 神奈川県横浜市緑区長津田 4212番地 環境霊園横浜みどりの里 6区8列6番

## 第2条

東教区常議員会は前条四墓地に対し、担当常議員を置いて全体を統括し、会計は東教区会計が統括責任を持つ。

## 第3条 東教区墓地委員会

四墓地の管理運営のため、日本福音ルーテル教会東教区常議員会は東教区墓地委員会（以下墓地委員会と称す）を設置する。

1. 委員会 委員会は、各墓地の運営委員長及び教区担当常議員他若干名を加えた委員で構成する。
2. 役員 委員会は、委員長・書記・会計を選出し、東教区常議員会の承認を得る。
3. 任期 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

## 第4条 委員会の任務

墓地の管理運営が適正に行われるために配慮し、必要な実務を行う。

1. 委員長 毎年文書をもって墓地運営状況を委員会に報告し、その報告を東教区常議員会ならびに東教区総会に提出する。
2. 書記 必要文書を作成し、納骨予約簿、納骨簿、その他を保管する。
3. 会計
  - 1) 毎年文書をもって決算報告を作成し、東教区常議員会及び東教区総会に報告する。
  - 2) 委員会の諸経費は東教区総会において承認された予算の中から支出する。
  - 3) 会計年度は暦年とする。

## 第5条 墓地運営委員会

各墓地に運営委員会を設置しそれぞれの墓地を管理運営し、納骨式、春季、秋季墓前礼拝その他を執行する。

1. 委員会は若干名の委員によって構成され、委員長を置く。
2. 運営委員会の費用は、別途定める。
3. 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

## 第6条 墓地使用者

以下の各号に該当する者は、納骨予約または納骨ができるものとする。

1. 東教区内の教会に所属する教会員
  2. かつて東教区内の教会に所属する教会員であった者
  3. 本条1、2の教会員の親族
  4. 特別の事由により墓地委員会の承認を得た者
2. 納骨予約者及び納骨委託者は、住所に変更があった場合には、速やかに墓地委員会に届け出なければならない。
3. 納骨予約者及び納骨委託者が前項の届け出をせず、又は墓地委員会が行った通知または送付すべき書類等（以下「通知等」という。）が到達しなかった場合には、墓地委員会が把握している住所宛てに通知等を発送した時をもって、当該通知等が到達したものとみなす。

#### 第7条 墓地取得に関する費用及び利用の権利

納骨予約及び納骨を希望するときは、墓地委員会の許可を得て以下の費用を納入する。

1. 納骨予約費 一体につき 150,000 円 予約時に納入する。
  2. その他実費
2. 納骨予約者との連絡が 10 年間取れない場合（当該納骨予約者が墓地委員会に届け出た住所に宛てて年 1 回送付する機関誌が 10 年間継続して到達しなかった場合をいう。なお、機関誌が到達しなかった 2 つの異なる時点の間は、機関誌を送付していない場合であっても機関誌が到達しなかったものとみなす。）には、当該納骨予約者は、何らの通知を要せず、当然に墓地利用の権利を失う。この場合においては、納入済みの納骨予約費はこれを返還せず、納入済みの次条の規定に基づく永代管理費については、納骨予約者からの請求により、これを返還する。

#### 第8条 墓地管理費

墓地委員会は墓地の管理を円滑に行う為、前条第1項の納骨予約費及びその他費用に加え、納骨予約者及び納骨委託者より永代管理費を徴収する。

2. 永代管理費はこれを一体につき 100,000 円とし、原則納入は予約時に一括払いとする。

#### 第9条 納骨及び改葬

納骨を希望するときは、あらかじめ納骨願いを墓地委員会に提出し、墓地運営委員、もしくは、所属教会牧師の立ち会いのもとに納骨をしなければならない。

2. 納骨予約者が墓地の使用を必要としなくなった場合には、直ちにその旨を墓地委員会に申し出るとともに、墓地使用承諾書を返却しなければならない。また、納骨委託者が自己の都合により納骨を東教区が管理する墓地以外に移す場合は、所定の改葬願を墓地委員会に提出しなければならない。但しこの場合、権利を他に譲渡することはできない。また、既納の費用は、納骨予約費については返還せず、永代管理費については、納骨予約者にあつては全額を、納骨委託者にあつては、納骨後の経過年数（1 年未満の期間については切り上げて 1 年として計算する。）に 2,000 円を乗じた額を控除した残額を、納骨予約者又は納骨委託者からの請求により、返還する。
3. 東教区四墓地の納骨予約者、また納骨委託者が他の東教区の墓所への改葬を希望するときは、墓地委員会の許可を得てこれを行うことができる。  
但しこの場合改葬等に必要な費用は、納骨予約者また納骨委託者が負担する。

## 第10条 合葬

墓地委員会は、納骨後50年を経たものを合葬することができる。

2. 墓地委員会は、納骨委託者との連絡が10年間取れない場合（当該納骨委託者が墓地委員会に届け出た住所に宛てて年1回送付する機関誌が10年間継続して到達しなかった場合をいう。なお、機関誌が到達しなかった2つの異なる時点の間は、機関誌を送付していない場合であっても機関誌が到達しなかったものとみなす。）、その遺骨の取り扱いは墓地委員会が決定できる。
3. 墓地委員会は、納骨委託者が希望するときは、合葬することができる。その際納骨委託者は、合葬に係る管理費として一体につき20,000円を前納しなければならない。

## 第11条 墓前礼拝及び記念会

毎年定期的に行う墓前礼拝は墓地委員会主催で行うこととする。その費用は墓地委員会会計より支出する。

1. 東教区内の教会は、納骨委託者の願いにより墓前において記念会を行うことができる。但し、この場合の費用は各個教会もしくは委託者の負担とする。
2. 前項の記念会等のため納骨堂開扉の必要が生じた場合は、運営委員会の承認を得なければならない。

## 第12条 墓所前における儀式

墓所前における儀式については、これを日本福音ルーテル教会本来の慣行に従って実施するものとし、納骨委託者の中でこの儀式を肯じえないときは、委員会は墓所の使用权を解除することができる。

## 第13条 規則の改正

本規則の改正は、東教区常議員会がこれを行い、東教区定期総会で承認を得るものとする。なお、改正前からの納骨予約者及び納骨委託者は、当該改正において特段の定めのない限り、改正後の本規則に従うものとする。

## 付則

- 1) 当規則は1991年4月1日から発効する。  
但し新設の仙台並びに我孫子墓地については、墓所完成時から本規則を適用する。
- 2) 本規則の改正(第6条3、第8条2)については、2001年1月1日より施行する。(2000年3月20日東教区総会決議)
- 3) 本規則の改正(第3条1、2、3、第5条(追加条項)、以下、条項1条ずつ繰り下がる。第7条1、2、第8条(追加条項)、以下、条項1条繰り下がる。第10条1、2、第13条(追加条項))については、2008年4月1日より施行する。(2008年3月20日東教区総会決議)
- 4) 本規則の改正(第1条4、第2条、第3条、第7条1、第3条4、第9条3)については、2009年7月1日より施行する。(2009年3月20日東教区総会決議)
- 5) 本規則の改正(第7条、第8条、第10条)については2015年4月より施行する。  
(2015年3月21日東教区総会決議)
- 6) 本規則の改正(第10条1項)については2015年9月より施行する。  
(2015年3月21日東教区総会決議)

- 7) ①本規則の改正(第6条から第10条及び第13条)については、2019年3月21日より施行する。
- ②改正規定施行前に既に発生している納骨予約費、管理費、永代管理費その他の費用については、次項から第6項までに規定する場合を除き、なお従前の例による。
- ③改正規定施行前からの納骨予約者及び納骨委託者は、従前の例により改正前の第8条第1項の規定に基づく管理費の納入を継続するか、改正規定に従い改正後の第8条第1項の規定に基づく永代管理費を納入するかを選択できるものとする。
- ④前項の場合において、従前の例により第8条第1項の規定に基づく管理費の納入を継続する場合は、納骨予約者にあつては納骨時から当該管理費を納入すれば足り、納骨委託者にあつては直ちに当該管理費を納入することを要するものとする。
- ⑤第3項の場合において、改正規定に従い改正後の第8条第1項の規定に基づく永代管理費の納入を選択する場合は、納骨予約者にあつては、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、納骨時に永代管理費を納入すれば足り、納骨予約者において納入済みの改正前の第8条第1項の規定に基づく管理費は当該永代管理費の一部に充当するものとし、納骨委託者にあつては、直ちに永代管理費を納入することを要し、納骨委託者において納入済みの改正前第8条第1項の規定に基づく管理費は当該永代管理費に充当しないものとする。⑥改正規定施行前からの納骨予約者が改正後の第7条第2項の規定により墓地利用の権利を失った場合又は改正規定施行前からの納骨予約者若しくは納骨委託者が、後に墓地の使用を必要としなくなった旨申し出た場合若しくは自己の都合により納骨を東教区が管理する墓地以外に移す場合は、改正後の第7条第2項又は第9条第2項の規定にかかわらず、改正前の第8条第1項の規定に基づく管理費として納入された部分は返還しない。なお、改正規定施行前からの納骨委託者が永代管理費を納入した後自己の都合により納骨を東教区が管理する墓地以外に移す場合の改正後の第9条第2項の規定の適用については、「納骨後の経過年数」とあるのは「改正規定施行後の経過年数」と読み替えるものとする。

(2019年3月21日 東教区総会決議)